

千葉県生涯大学校

京葉学園学生自治会会則

千葉県生涯大学校  
京葉学園学生自治会

# 第 1 章 総 則

## (名 称)

第 1 条 本会は、千葉県生涯大学校京葉学園学生自治会と称し、事務局を本学園内におく。

## (会 員)

第 2 条 本会は、千葉県生涯大学校京葉学園（以下「本学園」という）で学ぶ全学生（以下「会員」という）をもって組織する。

## (目 的)

第 3 条 本会は、学生の自治活動により、学園生活の向上と会員相互の親睦、福祉の増進並びに地域活動への参加・貢献などを図ることを目的とする。

## (事 業等)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- (1) 教養・文化に関すること
- (2) 保健・体育に関すること
- (3) 福祉・厚生に関すること
- (4) 広報・調査に関すること
- (5) 会員の親睦団体（クラブ活動等）及び自主講座者の支援に関すること
- (6) その他、目的達成のための必要と認める事項

# 第 2 章 役 員

## (役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 29名以内
- (2) 監事 2名

## (役員の選出方法及び任期)

第 6 条 役員の選出方法及び任務は、次の通りとする。

- (1) 理事は、各学級毎に2名を選任する。
- (2) 前号の理事の外、会長は理事会の承認を得て、第5条第1号に定める理事数を超えない範囲で理事を指名選任することができる。
- (3) 理事に欠員を生じたときは、当該理事の選出された区分により補欠選任を行う。
- (4) 監事は、総会で会員から直接選任する。
- (5) 役員の任期は、1年とする。ただし、第3号の規定により補欠選任された理事の任

期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

#### 第 7 条

1. 本会に、会長 1 名、副会長 2 名をおく。
2. 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得て就任する。この場合、理事の互選により選出された者は、総会の承認以前であってもこの会則に規定する会長としての職務を執行出来るものとする。
3. 副会長は、理事の中から理事会の承認を得て会長が指名する。
4. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事の職務)

#### 第 8 条

1. 監事は次の職務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 本会の事業執行の状況を監査すること。
  - (3) 前各号について不正な点を発見したときは、総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため総会を招集すること。この場合、第 10 条及び第 11 条の規定を準用すること。
2. 監事は、毎年 1 回以上、前項第 1 号及び第 2 号の監査を行い、総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

### 第 3 章 会 議

(会 議)

#### 第 9 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(招集手続き、定足数及び議長)

#### 第 10 条

1. 会議は、総会にあっては会日から 20 日前までに、理事会にあっては会日の 5 日前までに、日時、場所及び付議すべき事項を告げ、会長が招集する。
2. 会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決する。この場合、可否同数の時は議長が決する。
3. 議長は、総会にあっては出席会員の中から選任し、理事会にあっては会長とする。

(総 会)

## 第 11 条

1. 総会は、本会の最高議決機関で、会長は毎年1回原則5月に招集する。
2. 会長は、次の各号に掲げる場合は、臨時総会を招集する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 会員が総員3分の1以上の同意を持って、会議の目的たる事項及び招集の目的を記した書面を会長に提出して総会の開催を請求したとき。この場合、会長は請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
3. 総会に付議すべき事項は、以下の通りとする。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 会長の承認
  - (3) 監事の選任
  - (4) 事業計画及び収支予算
  - (5) 事業成績及び収支決算の承認
  - (6) その他理事会が必要と認めた事項

### (理事会)

第 12 条 理事会は、本会の事業の運営について、次に掲げる事項を決定、実行する。

- (1) 総会の招集及びこれに付議すべき事項
- (2) 事業を執行するための方針に関する事項
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 会費の変更を伴わない事業計画及び予算の変更
- (5) 前各号に掲げる事項の他、理事会が必要と認めた事項

## 第 4 章 事 務 局 等

### (事務局)

第 13 条 本会の事業を円滑に実施するため各事業部・事務局をおく。

1. 事務局に、事務局長1名、事務局次長若干名をおく。事務局長及び事務局次長は、理事の中から会長が指名する。
2. 事務局長は、会長の指示を受け、本会の事務を掌握し、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 各事業部は次の4事業部とする。
  - (1) 会計部 本会の経理に関する事項を処理する。
  - (2) 文化部 第4条第1号に掲げる事項を処理する。
  - (3) 厚生部 第4条第2号・3号に掲げる事項を処理する。
  - (4) 広報部 第4条第4号に掲げる事項を処理する。

### (地域部会等)

第 14 条 本会に、地域部会及び学級自治会を設けることが出来る。

(顧問及び相談役)

第 15 条 本会に、顧問及び相談役をおくことが出来る。

1. 顧問は会長の諮問に応える。
2. 相談役は会議に出席し、本会の事業に関し必要な助言を行うことが出来る。
3. 顧問は、本学園の関係者または卒業生の中から、理事会において推薦し、相談役は、本学園の教授の中から、理事会に諮り会長が委嘱する。

## 第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条

1. 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。
2. 年会費は、3,000円とする。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第 6 章 雜 則

(疑義の解釈)

第 18 条 この会則の解釈に疑義が生じた時、または定めのない事項については、理事会に諮り会長が決する。

- |    |                             |
|----|-----------------------------|
| 付則 | この会則は、昭和59年5月25日から施行する。     |
| 付則 | この会則は、平成5年4月1日から一部改正施行する。   |
| 付則 | この改正会則は、平成8年4月1日から一部改正施行する。 |
| 付則 | この会則は、平成15年4月1日から一部改正施行する。  |
| 付則 | この会則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。  |
| 付則 | この会則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。  |
| 付則 | この会則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。  |
| 付則 | この会則は、平成29年5月31日から一部改正施行する。 |
| 付則 | この会則は、令和2年4月1日から一部改正施行する。   |